

三重県花き花木振興計画

平成29年3月

三 重 県

目 次

第1章	振興計画策定の趣旨	1
第2章	三重県の花き花木を取り巻く現状と課題	2
	1 生産体制	
	2 生産者	
	3 消費・需要	
第3章	三重県の花き花木産地の目指す方向	6
	1 振興方針	
	2 振興目標	
	3 具体的な取組	
	(1) 生産体制の強化	
	(2) 生産者の育成	
	(3) 消費・需要の拡大	
	(4) 試験研究の推進	
	(5) 花育緑育の推進	
参考資料		
	・用語解説	1 1
	・花きの振興に関する法律	1 4
	・花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針	2 1

第1章 振興計画策定の趣旨

三重県には、北勢地域に鉢もの類、中北勢地域に花木類、南勢地域に切り花類と地域によって特徴ある様々な花き花木の産地があり、三重県はそれら産地の振興について生産者団体と連携して取り組んできました。

しかしながら、不況等による需要の減退や販売形態の変化による価格の低迷、生産者の高齢化など、産地を取り巻く状況が厳しくなるにつれ、作付面積、産出額はともに減少傾向にあります。

こうしたなかにあっても、作付面積は全国14位の産地であり、本県農業においても耕地面積の1.2%、農業産出額の7.1%を担う重要な品目であることに変わりはありません。また、県産花き花木は平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットでも、その気運を高めるために重要な役割を果たしました。

このように、三重県農業において重要な品目である花き花木が、将来を通じ、維持発展するためには、官民一体となって【生産体制の強化】、【生産者の育成】、【消費の拡大】に取り組み、おかれている厳しい状況を積極的かつ能動的に打破していくことが重要です。

国は、「花きの振興に関する法律」(平成26年6月27日平成26年法律第102号)を施行し、次いで「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」を平成27年4月に策定し、花き産業と花き文化の振興の方針を示しました。

三重県花き花木振興計画は、「花きの振興に関する法律」に基づく計画であり、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を受け、おおむね10年後の平成37年を目標年として、三重県における花き花木産地の振興方針として策定するものです。

第2章 三重県の花き花木を取り巻く現状と課題

1 生産体制

○平成10年に1,376haあった作付面積は、消費量の減少や単価の低迷などによって花き花木の収益性が悪化すると、収益性の高い作物への転換等が進み、平成20年にはほぼ半減（757ha）となりました。それ以降は、概ね横ばいで推移しているものの、収益性の改善は重要な課題です。

○生産資材や燃油の価格上昇は、花き花木の生産コストを年々高めており、収益性の悪化の一因となっています。

○従来、三重県の花き花木産地の技術水準は高く、長らくその生産物の品質の高さが実需事業者から高く評価されてきましたが、近年の経験にない気象変化や従来方法で防除できない病害虫（難防除病害虫）の発生など、生産物の品質に悪影響を及ぼす要因が増加しており、高品質を保つことが難しくなりつつあります。産地の販売力を維持していくためには、それに対応する技術導入が必要です。

花き花木産地の生産体制を維持、発展させるためには、生産コストの低減を含めた収益性の改善を進めるとともに新たな技術導入を進め、販売力の維持を図ることが重要です。

表1 三重県における花き花木作付面積の推移（単位：ha）

	平成10年	平成15年	平成20年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
花木類	1,065	819	634	564	552	553	553
地被植物類	13	10	10	13	14	14	14
芝類	60	28	27	29	27	27	25
鉢もの類	47	38	40	34	33	34	32
花き苗類	32	41	46	32	34	34	34
切り花類	159	130	106	94
合計	1,376	1,066	757	672	660	768	752

※出典：農林水産省 花木等生産状況調査

※「…」は未調査のためデータ無し

2 生産者

○花き花木単一経営体数は、ピークの平成7年には805戸でしたが、収益性の悪化や高齢化などによって、平成27年には376戸になっています。後継者の育成を含めて、生産者の確保を図っていく必要があります。

○従来、後継者や新規就農者の育成を行い、産地振興の中心として機能していた生産者組織ですが、生産者の減少に伴い、多くの組織は体制が脆弱化しています。花き花木生産者の栽培技術の共有化やその継承のため、さらには、花き花木生産者が連携した産地振興の核としても、生産者組織の強化が求められます。

産地の維持発展に必要な生産者を確保するためには、技術の共有化や継承を進めることが不可欠であり、その場となるよう生産者組織の体制を整えることが重要です。

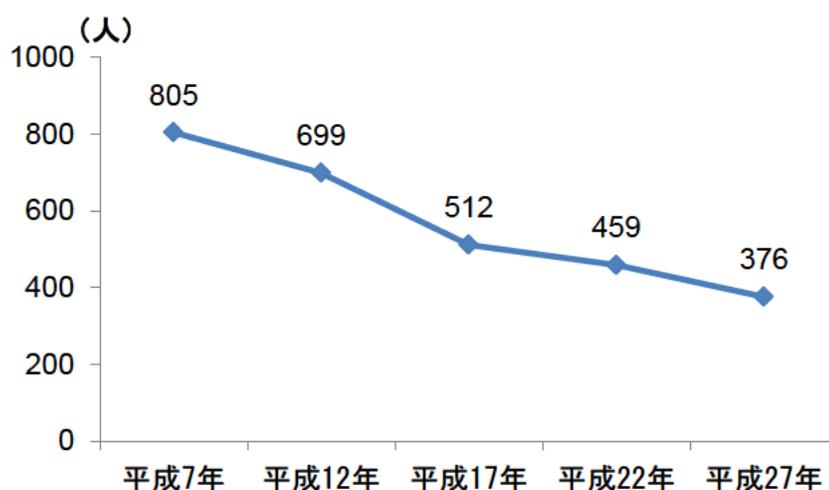


図1 三重県における花き花木単一経営体数の推移

※出典：農林水産省 農林業センサス

表2 三重県における花き花木認定農業者の営農類別推移（単位：人）

	平成10年	平成15年	平成20年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
単一経営	169	201	189	164	154	151	154
複合経営	92	66	51	49
合計	261	267	240	213	154	151	154

※出典：農林水産省 農業経営改善計画の営農累計別認定状況

※「…」は未調査のためデータ無し。

3 消費・需要

- 生花店などの事業者が花きを販売した金額をみると、平成9年以降、大きく減少しており、花きの消費の減少は産地の衰退を招来することから、産地の振興にとって、消費喚起は欠かせない課題です。
- 花きの購入先は、これまで生花店などの専門店が中心でしたが、近年、スーパーマーケットやホームセンター等の量販店の割合が増えており、販売形態の変化により、低価格商品などニーズの変化も生じています。
- 花き花木の家庭用需要は、生活スタイルの多様化に伴い、インテリア小物など新たな需要が生まれており、ニーズは複雑になっています。
- また、業務用需要では、首都圏など都市部におけるヒートアイランド対策や都市景観の向上を目的として、屋上緑化や壁面緑化の需要が拡大してきており、ニーズは高まっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック関係施設の建設等により、首都圏での緑化の需要が高まっていることから、首都圏における県産花き花木の販路拡大の機会が生じています。
- 国産花き花木が海外で高い評価を得ており、現在、一部の県内生産物が花き市場を経由して輸出されているなど、輸出は国内流通と異なる有望な販路として注目されています。
- 伊勢志摩サミットのおもてなし活動の一環として実施された花いっぱい作戦によって、県内で花き花木に対する関心や地域における花き花木を使った装飾の意欲などが高まったことから、国体などの全国規模のイベント等の機会をとらえて、消費者へのPRを実施することが重要です。

花き花木の消費を拡大していくためには、多様化するニーズや首都圏など都市部における緑化需要に対応できる生産体制の整備を進めるとともに、伊勢志摩サミットに続いて、地域における花の装飾など消費者へ消費推進PRを行うことが重要です。

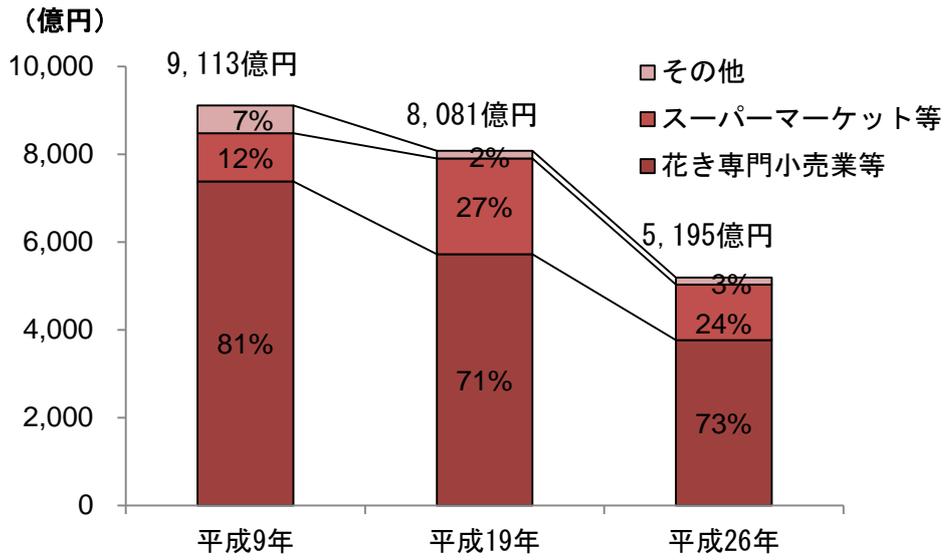


図2 全国における事業者別花き販売金額の推移

※出典：経済産業省 商業統計

第3章 三重県の花き花木産地の目指す方向

1 振興方針

① 魅力あふれる花き花木産地づくり

三重県には、全国3位の作付面積をもつ花木産地や全国2位の出荷量を誇る観葉植物産地など、全国的に認知された産地があるだけでなく、新しい品種の生産やオリジナリティある商品の開発などに積極的に取り組み、他産地にないユニークな魅力を特徴とする産地もあります。

今後も、生産体制の強化や生産者の育成により、実需者ニーズを見据えた新品种の育成、導入や生産物の高品質の維持などを促進することで、実需者から信頼され、期待される産地づくりを進めます。

② 花と緑があふれる環境づくり

三重県では、これまで花育緑育*の取組として、小中学校等を対象としたフラワー・ブラボー・コンクール*や寄せ植えの体験教室等を実施し、花や緑に親しむ機会を積極的に設けるとともに、関係団体と連携したコンテストや展示会等の開催、様々なイベントでの花によるおもてなし活動の推進など花き花木文化の浸透を図ってきました。

引き続き、これらの取組を展開し、花き花木が持つ魅力や効果を情報発信することで、花と緑があふれる環境づくりを進めます。

2 振興目標

県内で生産されている品目(花木類*、地被植物類*、芝類*、鉢もの類*、花き苗類*、切り花類*)ごとの、平成37年の振興目標を下表のとおりとします。

表3 品目別振興目標(産出額) (単位:億円)

	平成22年 (参考)	平成26年 (基準年)	平成31年 (中間年)	平成37年 (目標年)
花木類	21	19	19	19
地被植物類	4	5	6	6
芝類	…	1	1	1
鉢もの類	29	29	29	30
花き苗類	11	9	10	11
切り花類	10	12	12	12
合計	75	75	77	79

※出典:農林水産省 花木等生産状況調査

3 具体的な取組

(1) 生産体制の強化

①生産環境の安定化に関する取組

- ・ICTを活用した複合環境制御技術*や細霧冷房など、不安定な気象条件に対応するために必要な技術の導入を促進します。
- ・IPM*の考えを普及し、難防除病害虫に対応できる栽培体系の構築に取り組みます。

②生産コストの低減に関する取組

- ・底面給水や緩効性肥料による肥培管理などの省力化技術の導入とあわせて、ヒートポンプやEOD技術*等の低コスト生産技術も導入を促進します。
- ・作型や品種などを組み合わせた、生産施設の利用効率を高めた生産体系の構築を促進します。

③ニーズに即した生産に関する取組

- ・実需事業者ニーズを的確に把握するため、生産者が市場関係者、花木卸売業者や消費者等と情報交換できる機会を創出します。
- ・把握した実需事業者ニーズに対応する品種や商品の開発を促進するとともに、市場等と連携し、ニーズを先取りした品種の導入を促進します。
- ・消費者の環境意識の高まりに対応するため、慣行栽培よりも施肥量を低減したり、化学合成農薬の使用回数を削減した栽培体系の構築を促進します。

④品目別の課題に関する取組

花木類	多様化するグランドデザインに対応するため、以下に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none">・新品目や新品種の導入および商品の開発を促進・新品種の育成等によるサツキ・ツツジ類のブランド力の強化・おい性等の特性を持った品種の選抜、育成や普及を促進・実需事業者ニーズに対応するコンテナ栽培の導入の促進
地被植物類 ・芝類	壁面緑化など増加する需要に対応するため、以下に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none">・新品目や新品種の導入を促進・実需事業者ニーズに対応する栽培技術の導入を促進
鉢もの類	多様化する消費者ニーズに対応するため、以下に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none">・新品種や新品目の導入および商品の開発を促進・複合環境制御技術やIPMの導入を促進

花き苗類	生産コストの上昇に対応するため、以下に取り組みます。 ・省力化技術の導入や生産資材の低コスト化の促進
切り花類	多様化する消費者ニーズに対応するため、以下に取り組みます。 ・花き市場との連携による新品種の導入を促進 ・複合環境制御技術やI P Mの導入を促進

(2) 生産者の育成

①生産者の確保に関する取組

- ・新規就農者や後継者に対し、栽培技術や経営管理について重点的に指導し、スムーズな就農を支援します。

②生産者組織の体制整備に関する取組

- ・栽培技術の共有化や向上を目的とした研修会の実施や、消費者や実需事業者に対する産地P R活動の継続、強化に取り組みます。

③収益性の向上に関する取組

- ・栽培や出荷、販売にかかるコストの見直し等、生産コスト削減に向けた取組を促進します。
- ・市場で開催される商談会への出展等、生産者の販路拡大を支援します。

(3) 消費・需要の拡大

①伊勢志摩サミットのレガシーを生かした取組

- ・伊勢志摩サミットで観光施設等に施された花き花木による装飾が継続されるよう、生産者と観光施設等の連携を維持する取組を促進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピック関係施設の緑化の需要に県産花き花木が使用されるよう、生産者による県産花き花木の販路拡大を支援します。
- ・国民体育大会など県内で開催される全国規模のイベント会場などの装飾や公共工事などにおいて、県産花き花木の使用機会の創出を図ります。

②消費者へのP Rに関する取組

- ・母の日や父の日などのプレゼントに花き花木を利用する消費の提案活動を促進します。
- ・消費者を対象とした即売会や展示会等のイベントの開催を支援します。

③輸出に関する取組

- ・市場と連携して輸出に関する情報収集を行い、輸出に関心のある生産者へ情報提供を行うとともに、生産者の国際的な展示会への出展を促進します。

(4) 試験研究の推進

①新品種育成に関する取組

- ・実需事業者ニーズに対応する形質や優れた機能を有する新品種の育成を行うとともに、その栽培技術の確立に取り組みます。

②生産強化に関する取組

- ・高品質生産やコスト削減、花き花木の高付加価値化等に関する技術の研究、開発を行います。

(5) 花育緑育の推進

①小中学校等における取組

- ・子どもの頃から花や緑に親しむ機会を増やすために、花き花木関係団体と連携して、学校花壇作りや体験教室等の開催を支援します。

②花き花木文化の浸透に関する取組

- ・花き花木関係団体による文化浸透イベントやコンテスト、体験教室等の開催を支援します。
- ・地域における花壇作り等の花き花木を活用する取組を促進します。

【参考資料】

用語解説

1. 花木類

主な種類にサツキ、ツツジ、ツゲがあり、主産地は、鈴鹿市、津市、亀山市となっています。平成 26 年の作付面積は全国 3 位の 553ha であり、そのうち 189ha がサツキ、159ha がツツジであり、全栽培面積の 7 割がサツキ、ツツジとなっています。

なお、サツキ、ツツジは、作付面積、出荷本数、産出額で全国 1 位です。

主な流通は、卸売業者による相対取引となっていますが、近年、一部の生産者が花き市場を経由した取引を始めています。

2. 地被植物類・芝類

主な種類にタマリユウやコウライシバがあり、主産地は、鈴鹿市、津市、亀山市となっています。平成 26 年の作付面積は 39ha であり、そのうち 9ha がタマリユウなどのジャノヒゲ類となっています。

なお、ジャノヒゲ類は、作付面積、出荷額で全国 1 位です。

主な流通は、卸売業者による相対取引となっています。

3. 鉢もの類

鉢もの類とは、鉢花と観葉植物など、鉢に植えた状態で販売されるものを指します。鉢花の主な種類はシクラメンやシンビジウムであり、観葉植物の主な種類はヘデラやポトスです。主産地は、四日市市、桑名市、鈴鹿市であり、平成 26 年の作付面積は 32ha です。出荷量は 708 万鉢で、そのうちの 6 割が観葉植物です。

なお、観葉植物の生産額は全国 2 位です。

主な流通は、個人による花き市場への出荷となっています。

4. 花き苗類

主な種類は、ガーデンシクラメン、パンジー、ビオラであり、県内全域で生産されています。平成 26 年の作付面積は 34ha、出荷量は 2,340 万鉢です。

主な流通は、個人による花き市場へのお荷となっていますが、一部の生産者は、量販店等の実需事業者と契約して直接出荷しています。

5. 切花類

主な種類はバラやストックで、主産地は伊勢市、松阪市となっています。平成 26 年の作付面積は 94ha、出荷量は 18,000 千本となっており、近年は作付面積および出荷量ともに横ばいが続いています。

主な流通は、農協の共同出荷体制のもと、花き市場へのお荷となっています。

6. 花育緑育

情操面の向上を目的として幼児・児童期の教育において花や緑を活用する取組、また、地域のつながりを深めることを目的として地域活動において花と緑を活用する取組を花育緑育といいます。

7. I P M (総合的病虫害管理)

Integrated Pest Management の略。病虫害の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病虫害の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病虫害管理手法を指します。

8. フラワー・ブラボー・コンクール

小中学校等での花壇づくりを通じて自然を愛する心を育てるため、中日新聞社と中部地域の7県1市（愛知県、岐阜県、滋賀県、静岡県、長野県、福井県、名古屋市、三重県）が主催している学校花壇コンクールのことをいいます。

9. EOD技術

End Of Day の略。日没の時間帯から数時間における温度や光の刺激による植物の反応をEOD反応といいます。この反応を利用した、温度管理や光照射処理による生育調整技術を指します。

10. 複合環境制御技術

栽培施設内の環境が植物の生育に最適な状態となるよう、暖房機や遮光カーテン、炭酸ガス発生装置等を集中管理し、ハウス内温度、湿度、日射量、二酸化炭素濃度等の要因をコントロールする技術を指します。

花きの振興に関する法律

(平成二十六年六月二十七日法律第百二号)

(目的)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
 - 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
 - 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
 - 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織す

る団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（振興計画）

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（連携の強化）

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずる

ものとする。

（生産者の経営の安定）

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補その他必要な施策を講ずるよう努めるも

のとする。

(生産性及び品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鮮度の保持の重要性への留意)

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

(輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発事業計画の認定)

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発事業の目標

二 研究開発事業の内容及び実施期間

三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。)は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。)に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(種苗法の特例)

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
 - 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等
- 2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その登録品種の育成をした者
- 二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等
(報告の徴収)

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(研究開発の推進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を

保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発（以下この条において単に「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

（花きの文化の振興）

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（博覧会の開催等）

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

（顕彰）

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（国の援助）

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（花き活用推進会議）

第二十条 政府は、関係行政機関（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国

土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。) 相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

第1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花き産業は、平成24年の産出額が3,761億円と農業産出額の4%を占め、若い生産者の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国における花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きについては、国際園芸博覧会において多くの賞を受賞するなど国際的に高い評価を得ていることもあり、近年、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、生け花、盆栽、門松等、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加、燃油価格の高騰といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の国際競争力の強化が緊要な課題となっているところである。

このため、花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講ずることとする。

第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

1 花きの需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、平成37年の需要額は6,350億円になることが見込まれる。

2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

花き産業の振興については、次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、平成37年の花きの産出額の目標を6,500億円とする。

① 輸出額の目標

平成37年の輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、450億円を目標とする。

② 輸入額の見込み

平成37年の輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、300億円と見込まれる。また、この産出額の目標を達成するため、平成37年の花きの生産量の目標を次のとおりとする。

切り花類67億本

鉢もの類4.1億鉢

花木類3.1億本

球根類 2. 1億球

花壇用苗もの類 1.1億本

芝類 6. 4千ha

地被植物類 5.2百万鉢・本

第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 花きの生産基盤の整備

国及び地方公共団体は、生産コストの低減に資する共同利用施設の導入、周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、化石燃料からの脱却を目指した次世代施設園芸拠点の整備、施設園芸におけるヒートポンプ等の省エネ設備の導入、新規就農者の農業経営の開始に必要な農業用機械及び施設の導入等を推進するよう努める。また、農業生産資材の高騰による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 知的財産の適切な保護及び活用

国及び地方公共団体は、DNA品種識別技術の開発等により、国内外における知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。また、知的財産の創造・活用を図るため、花きの新品種の育成、花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組に対し支援を行うよう努める。

(3) 災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填

国及び地方公共団体は、花きの生産者が台風、大雨、大雪等の自然災害によって受ける園芸施設及び当該施設内農作物の損失を補填する園芸施設共済への加入を推進するよう努める。また、施設園芸に関して、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努める。

2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・苗供給体制の強化、形質のマーカ―化による育種の加速化等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。また、集出荷施設における低温庫を含む産地における低温設備等、鮮度の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

3 加工及び流通の高度化

(1) 花きの加工に関する技術開発

国及び地方公共団体は、多様な需要に対応するため、花束、フラワーアレンジメント等の加工技術の開発・向上等の取組に対し支援を行うよう努める。

(2) 卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化等

国及び地方公共団体は、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、鮮度の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び低温庫の整備等を推進するよう努める。また、産地から小売までの流通に要する時間の短縮及びコストの低減に資する流通経路の合理化、段ボール箱等資材の規格統一及び園芸資材の再利用を推進する取組に対し支援を行うよう努める。

4 鮮度の保持の重要性への留意

国及び地方公共団体は、花きの生産性及び品質の向上の促進並びに加工及び流通の高度化に関する施策を講ずるに当たっては、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用等の鮮度保持のための取組の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。

5 輸出の促進

国及び地方公共団体は、オールジャパン体制により更なる輸出拡大を図ることを目的として、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供、輸出先国の植物検疫に対応した病害虫の防除方法の開発・普及及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招聘等による商談の機会の創出に努める。

6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項

(1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを旨とする。

(2) 研究開発事業の内容等に関する事項

[1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

[2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画に具体的な内容を記載するものとする。

ア花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

イ増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

[3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

7 研究開発の推進

(1) 花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化

国及び地方公共団体は、国産花きの需要拡大、海外輸出、低コスト生産等が可能となる花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携により、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入を促進するよう努める。

(2) 生産性及び品質の向上

国及び地方公共団体は、産学官連携により、栽培期間の短縮等による生産性

の向上及び日持ち性等の品質の向上に関する研究開発を推進するよう努める。

(3) 品質の保持

国及び地方公共団体は、輸出を含む長時間輸送に耐えうる梱包・包装資材の開発等、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

8 地球温暖化に対する適応策

地球温暖化が我が国の農林水産業に与える影響については様々な予測が行われているところであり、花き産業においても、これまで各地で地球温暖化の影響が疑われる開花期の遅延、生育不良等の高温障害、病虫害の多発等の事例が報告されているところである。

このため、国及び地方公共団体は、高温障害を回避・軽減するための遮光資材の導入、循環扇の活用その他の栽培管理技術の導入、病虫害を回避・軽減するための資材・技術の導入等の地球温暖化に対する適応策を推進するよう努める。

第4 花きの文化の振興のための施策に関する事項

1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

国及び地方公共団体は、庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設や、公園整備等のまちづくりにおいて花きの活用を推進するよう努める。また、高齢者関係施設や児童関係施設等の社会福祉施設等における花きの活用の促進に努める。さらに、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

国及び地方公共団体は、既に民間団体等により行われている、小学生等を対象にした、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」に対し支援を行うよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動に対し支援を行うよう努める。

3 日常生活における花きの活用の促進等

国及び地方公共団体は、家庭や職場等の日常生活における花きの活用に関する環境整備を行うよう努める。また、生け花、盆栽等の花きに関する伝統の継承、新しい物日等の花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

国及び地方公共団体は、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の実施等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。また、花きの需要の増進に当たっては、観光業界、インテリア業界等の異業種との連携を推進するよう努める。